

温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について  
( 補足 )

温泉にひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀並びに遊離炭酸が含まれる場合の飲用量を明示する  
方法

1 . ひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀

( 1 ) 1 日当たりの飲用量の算出の方法

ひ素

1 日当たりの飲用量 =  $( 0.1 / A \times 1,000 )$  mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれるひ素の重量 ( mg )

成分の総摂取量 0.1mg

銅

1 日当たりの飲用量 =  $( 2.0 / A \times 1,000 )$  mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれる銅の重量 ( mg )

成分の総摂取量 2mg

ふっ素

1 日当たりの飲用量 =  $( 1.6 / A \times 1,000 )$  mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれるふっ素の重量 ( mg )

成分の総摂取量 1.6mg

鉛

1 日当たりの飲用量 =  $( 0.2 / A \times 1,000 )$  mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれる鉛の重量 ( mg )

成分の総摂取量 0.2mg

水銀

1 日当たりの飲用量 =  $( 0.002 / A \times 1,000 )$  mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれる水銀の重量 ( mg )

成分の総摂取量 0.002mg

( 2 ) 算出された飲用量の明示の方法

算出された飲用量が 150mL 未満の場合

この温泉はひ素 ( \* ) を含むため、温泉飲用の 1 日の量は ( 算出された飲用量を具体的に明示 ) mL までとすること。

算出された飲用量が 150mL 以上 500mL 未満の場合

この温泉はひ素 ( \* ) を含むため、温泉飲用の 1 回の量は一般に 100 ~ 150mL 程度とし、その 1 日の量は ( 算出された飲用量を具体的に明示 ) mL までとすること。

( \* ) 飲用量が制限される要因となる成分(ひ素、銅、ふっ素、鉛又は水銀)を記載する。

算出された飲用量が 500mL 以上の場合

温泉飲用の 1 回の量は一般に 100 ~ 150mL 程度とし、その 1 日の量はおよそ 200 ~ 500mL までとすること。

( 注 )

算出された飲用量が 500mL 以上の場合、温泉の 1 日の飲用量を越えているため、明示することを要しない。

## 2 . 遊離炭酸

( 1 ) 1 回当たりの飲用量の算出の方法

1 回当たりの飲用量 = ( 1,000 / A × 1,000 ) mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれる遊離炭酸の重量 ( mg )

成分の総摂取量 1000mg ( 1 回につき )

( 2 ) 算出された飲用量の明示の方法

算出された飲用量が 150mL 未満の場合

この温泉は遊離炭酸を含むため、温泉飲用の 1 回の量は ( 算出された飲用量を具体的に明示 ) mL までとし、その 1 日の量はおよそ 200 ~ 500mL までとすること。

算出された飲用量が 150mL 以上の場合

温泉飲用の 1 回の量は一般に 100 ~ 150mL 程度とし、その 1 日の量はおよそ 200 ~ 500mL までとすること。

( 注 )

算出された飲用量が 150mL 以上の場合、温泉の 1 回の飲用量を越えているため、明示することを要しない。